

A [日法11000・1] ㊟

様式第四号 (第十二条関係) (平19農水令85・全改)

紙 厚
ト 縦54
ル 横86
紙 白
リ メ
リ ム
ク ー
ト ー
ル

交付番号 第

交付

号

年 月 日

家畜防疫官証票

農林水産大臣印

宣 氏 名 職
生 年 月 日

写真

第四十五編 厚生 (感染症の病原体を媒介するおそれのある動物の輸入に関する規則)

五四三九

裏

家畜伝染病予防法 (抄)

第四十一条 家畜防疫官は、輸入される指定検疫物又は輸入される他の物であつて監視伝染病の病原体により汚染し、若しくは汚染しているおそれがあるものにつき、船舶又は航空機内で輸入に先だつて検査を行うことができる。

犬等の輸出入検査規則 (抄)

第八条 家畜防疫官は、必要と認めるときは、輸入される犬等次項において同じ。で、検査を行うことができる。

2 家畜防疫官は、輸入される犬等の検査のため必要と認めるときは、外国から到着した犬等(輸入されるものを除く。)又は飛行場内から到着した犬等の死体について、搭載船舶内又は飛行場内での犬等又はその犬等の死体について検査を行うことができる。

感染症の病原体を媒介するおそれのある動物の輸入に関する規則 (抄)

第六条 家畜防疫官は、法第五十五条第四項の規定により、輸入される指定動物又は輸入される他の物であつて同条第一項に定める感染症の病原体により汚染し、又は汚染しているおそれがあるものにつき、船舶又は航空機内で検査を行うことができる。